3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡吉野町大字国栖四一一、四一二、五五八の一、東吉野村大字小栗栖五四〇、五四一、大字小川四四六、四七九、五〇〇、五〇一、大字小二一の一、二一の二、二二から二四まで、大字谷尻七三四、七三五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字国栖四一一・四一二・五五八の一・大字小栗栖五四〇・五四一・大字小川四四六・四七九・五〇〇・五〇一・大字小二一の二・二二・二四・大字谷尻七三四・七三五の一（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県香美市物部町別府字船ケ谷五三八の一五（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県南佐久郡北相木村字木次原五六一六の三二、五六一六の三三、五六一七の五三から五六一七の五六まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上高井郡高山村大字高井字大崖七八八一の四（次の図に示す部分に限る。）、七八八二の一、七八八二の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　沖縄県島尻郡久米島町字比嘉後原二一八三の一・二一八三の六九（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　干害の防備

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県庁及び久米島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県竹田市大字次倉字尾平一五五二の一二、一五五二の一三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県田辺市深谷字平五三の三、字本谷三八七の三、三八七の四

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南木曽町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

南木曽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南木曽町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡売木村四五の六八八から四五の六九三まで、四五の六九六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

売木村四五の六八八から四五の六九〇まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び売木村役場に備え置いて縦覧に供する。）